

「こどもまんなかマナーアップ県民運動事業」業務委託仕様書

1 業務の目的

令和5年度実施した「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」の結果から、地域における「人々のつながり」が強いほど「若者の居心地のよさ」や「子育て世帯の居心地のよさ」が強くなり、結婚や子どもに対する肯定的な考えが強くなることや、持てると思う子ども数のうち「3人」が増えることが明らかになった。

これらの結果を踏まえ、秋のこどもまんなか月間である11月から、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図る「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を実施し、子どもや子育て世帯が居心地がよいくと感じる、子育てに優しい社会を実現することを目的とする。

2 業務の名称

「こどもまんなかマナーアップ県民運動事業」業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託金額

10,926,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務内容

「こどもまんなかアクション（※1）」の岡山県版として、妊娠中の方や子ども、子育て世帯に対する手助けなどのサポート活動を「オタスケモモスケ（※2）」の合い言葉とともに認知を高め、県民や企業、店舗等、様々な事業体を巻き込みながら、県内全域に広げる。なお、県民運動による意識改革を目的とすることから、令和6年度及び令和7年度事業からの継続性を意識すること（※3）。ただし、効果を高めるため、記載されている仕様以上の取組を行うことについては、可とする。

（※1）こどもまんなかアクションとは

子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々に応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組。

（※2）オタスケモモスケの取組事例

- ・公共交通機関利用時に、席を譲る
- ・エレベーターで順番を譲る
- ・階段の前でベビーカーと大きな荷物を持って困った様子の方がいたら、声をかける

(※3) 令和6年度及び令和7年度の制作物

ポスター、ノベルティ、啓発用動画等を制作している。企画提案に当たり、制作物のデータを希望する場合は、必要なデータを明記し、任意の様式で誓約書を提出すること。なお、当該データについては、本事業に係る企画提案を行うためにのみ使用し、その他の目的以外には一切使用しないこと。また、企画提案後は、破棄すること。

6 企画提案内容

(1) 県民運動の実施計画の策定

受託者は、「オタスケモモスケ」の認知が向上し、県民や企業、店舗などが積極的に妊娠中の方や子ども、子育て世帯に対する手助けなどのサポート活動に参加することを促進するための実施計画（事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定すること。

※別途提供する認知度調査の結果（ももっこアプリを活用したアンケート）も参考に企画すること。なお、当該資料については、本事業に係る企画提案を行うためにのみ使用し、その他の目的以外には一切使用しないこと。また、企画提案後は、破棄すること。

(2) 日本郵便株式会社と連携した広報活動（広報資材の作成を含む）及び一部企画の立案、実施

(ア) 郵便車両（バイク・車両）用広報ステッカーの作成（デザインの作成を含む）

① バイク用ステッカー 1,000枚（縦250mm×横230mm）

② 車両用ステッカー 2,700枚（縦250mm×横400mm）

※サイズは最大値 ※容易にはがせるもの

(イ) 郵便ポスト用広報マグネットの作成（デザインの作成を含む）

① 郵便ポスト用マグネット 大サイズ 430枚（縦300mm×横200mm）

② 郵便ポスト用マグネット 中サイズ 430枚（縦200mm×横200mm）

③ 郵便ポスト用マグネット 小サイズ 430枚（縦200mm×横100mm）

※サイズは最大値

(ウ) 県内郵便局窓口料金モニターでの広報

※受託者において、利用の申込みを行い、あわせて、モニター用のデザインを作成すること。

※広告費1枠1期2週間230,000円（税抜）を見積に含めること。

ファイル形式：PNG、JPG

フレームサイズ：横400×縦550px

ファイルサイズ：100KB以下

(エ) 県内郵便局屋外広告（POボード）での広報

※受託者において、利用の申込みを行い、あわせて、屋外広告用のデザインを作成すること。

※広告費1期4週間15面セット150,000円（税抜）を見積に含めること。

サイズ：縦900mm×横1,800mm

(オ) 広報イベントの企画立案及び実施

- ・11月上旬を目途に、早期の話題喚起のため、キックオフイベントとして、知事を活用した広報ステッカー贈呈式を岡山中央郵便局での開催を想定して企画・実施すること。

(企画例)

- ・広報ステッカー贈呈式
- ・郵便車両の出発式 等

(3) マスメディアを活用したPR

- ・こどもまんなかマナーアップ県民運動の認知度を高め、県民が自発的に子育て世帯に思いやりのある行動に移せるようにするために、マスメディアを活用したPR（キックオフイベントを含む）を行うこと。

(4) デジタル広告の企画・運用

- ・こどもまんなかマナーアップ県民運動の認知度を高めるため、既存の制作物(15秒動画等)を活用し、デジタル広告の配信を行うこと。

(5) 啓発用ノベルティの制作

- ・啓発用ノベルティ（缶バッジ、リーフレット等）を制作し、広く県民に届くPRを行うこと。ノベルティは合計5,000個以上とし、種類及び個数は提案によるものとする。

(6) 啓発用ネクストラップの作成

- ・こどもまんなかマナーアップ県民運動の認知度を高めるとともに、県職員が率先してオタスケモモスケの活動に取り組むため、業務中に使用する啓発用のネクストラップを作成（60個以上）すること。

(7) ポスター等の制作、印刷、発送等

- ・令和7年度に作成したデザインを用いて次のポスター等を制作し、令和8年10月中旬までに印刷し、11月までに県が指定する発送先へ発送すること。なお、デザインの軽微な修正(文言の修正等を想定)があった場合、対応すること。

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ①一般周知用ポスター（B2サイズカラー片面） | 650枚 |
| ②一般周知用ポスター（A4サイズカラー片面パウチ加工） | 500枚 |
| ③一般周知用ポスター（A3サイズカラー片面） | 50枚 |
| ④スーパー掲示用ポスター（B2サイズカラー片面） | 400枚 |
| スーパーにおける「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。 | |
| ⑤バス掲示用ポスター（B3横長サイズカラー片面） | 400枚 |
| バス利用時における「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。 | |
| ⑥タクシー掲示用ポスター（B5サイズカラー片面） | データのみ |
| タクシー利用時における「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。 | |
| ⑦鉄道掲示用ポスター（B1サイズカラー片面） | 40枚 |
| 公共交通機関利用時における「オタスケモモスケ」を知ってもらうもの。 | |

⑦鉄道掲示用ポスター（B2サイズカラー片面）	30枚
⑨鉄道車内中吊り用ポスター（B3サイズカラー片面）	450枚

※ポスター下部に、企業名やメッセージを入れられるよう、Word形式やPPT形式でも納品すること。

《留意事項》

県が別途行う広報業務が発生した場合、当該業務に活用する電子データの作成を行うこと。

（8）LPの運用

・「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を周知する特設サイトを運用すること。なお、運用に必要なIDやパスワード等については、別途提供する。

※現行の特設サイトのURLは、次のとおり（契約締結までサイトは閉鎖している）

URL：<https://8092-okayama.jp/otasukemomosuke/>

・LPの運用に当たっては、下記を遵守すること。

- ①改ざんなどのセキュリティインシデントが発生した場合は、サーバー管理会社及び委託者に直ちに報告するとともに、改ざんなどに対応できる主体的な体制を整えておくこと。
- ②受託者がホームページを更新した際には、日時と更新内容を記録し、改ざんなどのセキュリティインシデントが発生した場合には、サーバー管理会社及び委託者に直ちに提供できる体制を整えておくこと。また、更新記録について委託者と定期的に共有を行うこと。
- ③岡山県情報セキュリティポリシーに基づき業務を実施すること。

（9）その他独自提案

目的を達成する企画等で有効な企画を別途提案すること。

6 県民運動（啓発）の期間

県民運動の期間は令和8年11月1日（日）から令和9年2月28日（日）までとする。特に11月は秋のこどもまんなか月間であるため、注力して啓発すること。ただし、この期間以外での広報を実施する場合がある。

7 成果品の納品等

ポスターやノベルティ、各種広報媒体に使用した電子データを納品すること。

8 業務完了報告書の作成等

- （1）業務完了報告書を作成し、電子データ及び書類1部を県に提出すること。
- （2）業務完了報告書は、上記の実施項目の結果をとりまとめるとともに、どの程度の県民に認知や理解を広めることができたかなど、企画の成果の定量的な評価や改善点、総評となる内容を記載し、報告すること。
- （3）委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

9 著作権等

- (1) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。また、二次利用できることを原則とする。
- (2) 他人の名誉、信用、プライバシー権、著作権・肖像権、その他の権利を侵害しないこと。また、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（著名人、キャラクター、音楽等）を活用する際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。利用権に期限がある場合には明示すること。
- (4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

10 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

- (1) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (2) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定すること。
- (4) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。ただし、必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。
- (5) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と認めるときは、あらかじめ県の承諾を得たうえで、その一部を再委託することができるものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、県と協議するものとする。
- (6) 子ども未来課の他事業を受託した事業者が当事業を受託した場合、他事業との連携も図り、効果的に事業を実施すること。

<評価基準>

評価項目			配点
技術提案書	委託業務を実施するに当たっての総合企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育て世帯が居心地がよいと感じる、子育てに優しい社会の実現に向けての課題認識や、マナーアップに係る普及啓発についての考え方が適切であるか。 ・県民や企業、店舗などが積極的に「オタスケモモスケ」に参加することを促進する実施計画が策定できているか。 	15
	日本郵便株式会社と連携した広報活動(広報資材の作成を含む)及び一部企画の立案、実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジュアルやデザイン等に配慮し、普及啓発効果を高める工夫を凝らした内容となっているか。 ・「オタスケモモスケ」について知ってもらう企画内容となっているか。 	20
	マスメディアを活用したPR、デジタル広告の企画・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・「オタスケモモスケ」を認知させ、子どもや子育て世帯に思いやりのある行動に移せるような内容となっているか。 ・広く県民の目にとまるような媒体を活用しているか。 	20
	啓発用ノベルティの制作、啓発用ネックストラップの作成、ポスター等の制作、印刷、発送等、LPの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・「オタスケモモスケ」について知ってもらう内容となっているか。 ・ビジュアルやデザイン等に配慮し、普及啓発効果を高める工夫を凝らした内容となっているか。 	10
	その他独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「オタスケモモスケ」の認知向上に加え、県民の子育てを応援する気運醸成につながるような企画であるか。 ・県民が自発的に子育て世帯に思いやりのある行動に移せるような企画であるか。 ・企画成果を定量的に評価できる内容であるか。 	15
	過去の実績内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績やその内容から、本事業の効果的な実施が期待できるか。 	10
見積書	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費見積書の内容は妥当であるか。 	10
合計			100